

I 事業指針について

1 事業指針の趣旨

この事業指針は、平成28年8月1日から施行された発達障害者支援法の改正に対応するため、平成22年に作成した「広島県の発達障害児(者)支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」を見直すとともに、発達障害児・者に対する新たな支援について、県が設置している「広島県発達障害児(者)支援連携委員会」に諮り、今後、県等において具体的に取り組むべき方向性を示したものです。

平成28年の法改正では、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期に至るまでのライフステージに応じて発達障害に対して必要な支援を行うことが重要であり、その支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等の様々な分野にわたり複数の関係機関や関係者による専門的支援や合理的な配慮が必要なため、切れ目なく、発達障害者の支援を行うことが特に重要であることが明記されました。*

こうした中、本県における発達障害に係る支援体制の課題について、広島県発達障害児(者)支援連携委員会等の関係者が情報を共有するとともに、この度の法改正の内容を踏まえて、支援施策を展開するための県の取組の方向性を共有し、発達障害児・者及びその家族等に対する支援を充実するために事業指針を策定しました。

*発達障害の支援を考える議員連盟 編著(2017)「改正発達障害者支援法の解説」ぎょうせい

2 事業指針の位置づけ

この事業指針は、県の基本計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び県が策定する「広島県障害者計画(広島県障害者プラン)」、「広島県障害福祉計画」、「広島県特別支援教育ビジョン」、「広島県保健医療計画」、「ひろしまファミリー夢プラン」、「広島県子ども・若者計画」などの計画と整合性を図ります。

発達障害者支援法第19条の2に規定された本県の発達障害者支援地域協議会である「広島県発達障害児(者)支援連携委員会」においては、この事業指針を踏まえて、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関の発達障害の取組を情報共有するとともに、関係機関との連携を図り、発達障害児・者に対する一貫した支援体制を構築し、推進します。

また、発達障害児・者に対する一貫した支援体制を整備するため、県及び市町は、この事業指針を踏まえ、関係機関との連携等により事業推進を図ります。

なお、この事業指針は、今後の国の制度改正や県が策定する計画の改定された内容を反映するとともに、発達障害に係る医学的・科学的・社会的な概念・定義などの変化を含む知見の進展や、当事者ニーズの変化に呼応するため、必要に応じて見直しを行います。

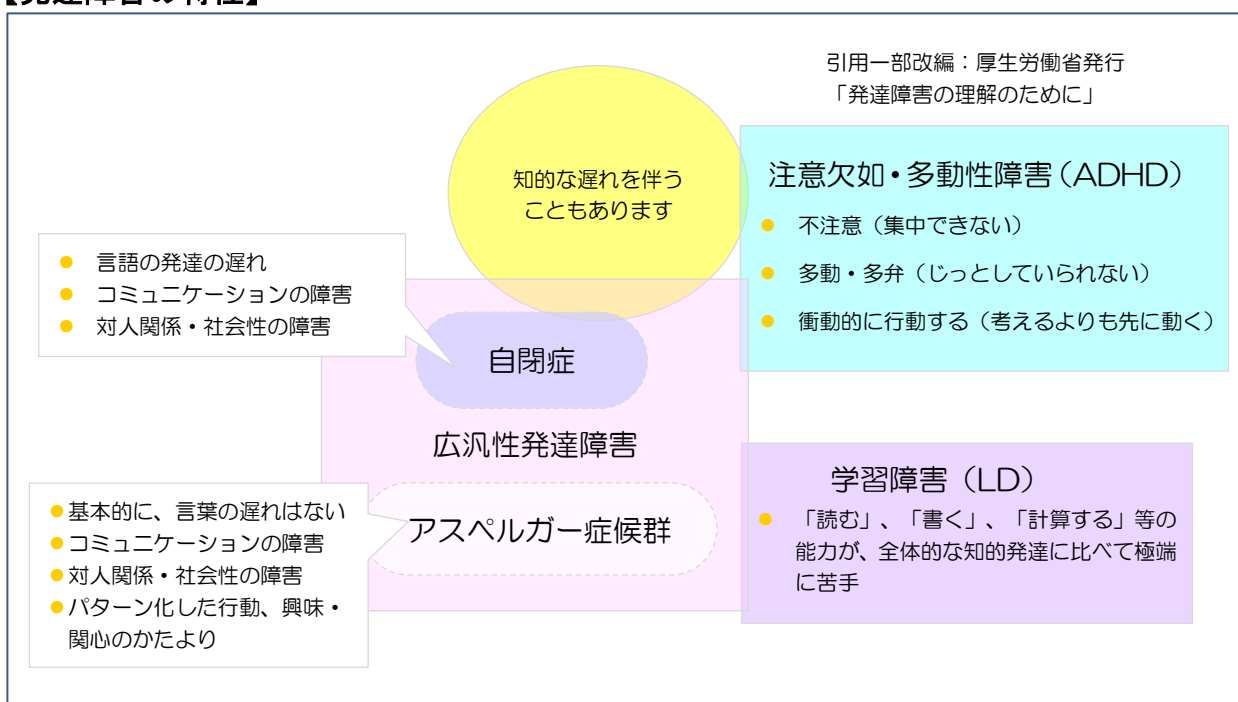
3 発達障害の定義

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

平成 28 年 8 月に施行された改正法では、新たに「発達障害者」を「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁*により、日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義されました。

*「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

【発達障害の特性】



発達障害の概念やその範囲、個々の発達障害の定義が大きく変わることが予定されており、また今後も知見の進展があることを鑑みれば、個々の発達障害者が現に直面している日常生活又は社会生活における制限や困難に着目し、上記の定義や特性は柔軟に解釈すべきものです。

【事業指針の記載について】

- この事業指針における「発達障害児」は、18歳未満の者を言います。
- 「支援ニーズ」の表記は、発達障害の発見だけでなく、気づいた段階から当事者の個々の特性に応じた必要な支援や家族等に必要な支援へ早期につなげるため、支援ニーズに着目する必要があるということを意味しています。
- 「学齢期」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校小学部・中学部・高等部の期間を示しています。
- 「取組の方向」においては、課題を踏まえて、今後、県が市町や関係機関等と連携して取り組むべき施策の方向性を記載しています。また、担当が「市町」となっているものは、県が市町に対して支援や働きかけを行っていくものについて記載しています。
- 「現在の取組」は、平成28年度末現在の県の取組を記載しています。
- 再掲や参照している項目については、(Ⅲ-1 再掲：PO) 等、表題の番号、ページを記載しています。
- 「指標」は、県が策定した計画の中で記載されている発達障害児・者支援施策が関係している指標について記載しています。